

第 156 号議案

令和 7 年度仙台市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度仙台市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額		
		既決予定額	補正予定額	計
(14) 業務電算システム 改 修 事 業	令和8年度	千円	千円 30,000	千円 30,000